

官報

号外 昭和三十六年十月三十日

第三十九回国会 参議院會議録第十三号

昭和三十六年十月三十日(月曜日)

午前十一時五分開議

議事日程 第十三号

昭和三十六年十月三十日

午前十時開議

第一 雪害対策に関する決議案
(小柳牧衛君外二十一名発議)
(委員会審査省略要求事件)

第二 農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、台風常襲地帯対策審議会委員及び九州地方開発審議会委員の選挙

一、科学技術会議議員の任命に関する件

一、日米貿易経済合同委員会に臨む政府の基本方針に関する緊急質問

一、大型核実験と放射能対策に関する緊急質問

一、日程第一 雪害対策に関する決議案
一、日程第二 農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、
閣議を省略いたします。

去る二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員	堀本 宜実君
同	小山邦太郎君
同	棚橋 小虎君
法務委員	大森 創造君
外務委員	相馬 助治君
大蔵委員	青柳 秀夫君
文教委員	鍋島 直紹君
同	小柳 牧衛君
同	梶原 茂嘉君
同	豊瀬 禎一君
同	曾根 益君
同	基 政七君
同	安井 謙君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員	鍋島 直紹君
同	小柳 牧衛君
同	基 政七君
同	豊瀬 禎一君
同	曾根 益君
同	梶原 茂嘉君
同	堀本 宜実君
同	安井 謙君
同	青柳 秀夫君
同	大森 創造君
同	相馬 助治君
同	棚橋 小虎君
同	小山邦太郎君
同	建設委員
同	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
同	災害対策特別委員
同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同	災害対策特別委員
同	同日委員会において当選した理事は左の通りである。

地方行政委員会

理事 基 政七君(基政七君の補欠)

決算委員会

理事 野上 進君(野上進君の補欠)

欠

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

臨時行政調査会設置法案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを委員会に付託した。

災害対策基本法案

地方行政委員会に付託
畜産物の価格安定に関する法律案
大豆なたね交付金暫定措置法案

農林水産委員会に付託
同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員山本伊三郎君提出林野特産物(林野雑産物を含む)補償の受給資格に関する質問に対する答弁書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和三十六年度分の地方交付税の單位費用の特例に関する法律案
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和三十六年十月三十日 参議院會議第十三号 議長の報告 會議 議事日程追加の件 台風常襲地帯対策審議会委員及び九州地方開発審議会委員の選挙

一八八

オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。

核実験禁止に関する決議

同日松浦清一君外二名から左の議案が撤回された。

中部太平洋におけるソ連のロケット実験中止要請に関する決議案

同日衆議院から、左の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

畜産物価格安定法案(芳賀貢君外十一名提出)

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

昭和三十六年度分の地方交付税の單位費用の特例に関する法律

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

大蔵省設置法の一部を改正する法律

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律

同日衆議院議長から、左の報告書が提出された。

オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律

同日議長から、社会保険審査会委員に石井通則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日内閣から、左記の者を科学技術会議議員に任命致したので、科学技術会議設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

田代 茂樹

丹羽 周夫

一昨二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

鍋島 直紹君

外務委員

宮澤 喜一君

文教委員

青柳 秀夫君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

農林水産委員

秋山俊一郎君

野上 進君

谷村 貞治君

小柳 牧衛君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

秋山俊一郎君

宮澤 喜一君

苦米地英俊君

谷村 貞治君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

よって議長は即日これを社会労働委員に付託した。

社会保険審査会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

金属鉱産物価格安定臨時措置法案(多賀谷貞君外二十四名提出)

金属鉱物資源開発助成法案(多賀谷貞君外二十四名提出)

同日衆議院議長から左の報告書が提出された。

農産物価格安定法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

日本育英会法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、本院の送付した左の議案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

農林省設置法の一部を改正する法律案(第三十八回国会内閣提出、本院継続審査)

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本育英会法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

同日内閣から、台風常襲地帯対策審議会委員である左記の者から同審議会委員辞任の申出があったので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

記

参議院議員 矢嶋 三義

同日内閣から、九州地方開発審議会委員である左記の者から同審議会委員辞任の申出があったので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

記

参議院議員 内村 清次

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

日本育英会法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、本院の送付した左の議案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

農林省設置法の一部を改正する法律案(第三十八回国会内閣提出、本院継続審査)

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

○米田勲君 台風常襲地帯対策審議会委員並びに九州地方開発審議会委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○鍋島直紹君 ただいまの米田君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 米田君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

よって議長は、台風常襲地帯対策審議会委員に内村清次君、九州地方開発審議会委員に矢嶋三義君を指名いたします。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

科学技術会議議員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、科学技術会議設置法第七条第一項の規定により、田代茂樹君、丹羽周夫君を科学技術会議議員に任命

することに於いて、本院の同意を求め参りました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって同意することに決しました。

○中田吉雄君 この際、私は、日米貿易経済合同委員会に臨む政府の基本方針に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○鍋島直紹君 ただいまの中田君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 中田君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よってこれより発言を許します。中田吉雄君。

〔中田吉雄君登壇、拍手〕

○中田吉雄君 私は、日本社会党を代表し、十一月二日から開かれます日米貿易経済合同委員会に対する政府の所信についてたださんとするものであります。

国際政局多端のあり、ラスク長官以下ケネディ政権の最高スタッフが遠路

来朝されることに對しましては、日本社会党としても大いに歓迎の意を表するものであります。池田総理は、米国下院において、「私の今回の訪問は援助の要請に來たのではない」と演説されましたが、これはチャールが一九五三年一月十七日、米国上下両院合同会議で行なった「私がワシントンに來たのは金がほしくて來たのではない」という演説と全く同一であります。ただ違ひますのは、チャールは、歸国いたしました翌日、議會において訪米の成果につき労働党と論戦をし、国民の協力のもとに外交を推進して、い

が、池田首相にはチャールの片鱗だになかった点は、わが党の最も遺憾とするところであります。(拍手)全國民注視の中に開かれます委員会であり、政府の明快なる答弁を求めるものであります。

ラスク長官は、重大化した南ベトナムに對する日本の軍事援助、日韓會議の早期妥結、對韓援助等、重大なる要請をされるのではないかと、いふことが取りざたされておりますが、もし万一そのようないふことがありますならば、國民の期待を完全に裏切るものといわなければなりません。わが党は、日米合同委員會の内と外とを問わず、今回の

會議は嚴に日米の貿易と經濟に限定されるべきだと存じますが、總理の御所信をお伺いいたします。

私はまず、本委員會は安保條約の第二条に基づくものであるか、また本委員會を持つに至った経緯、その性格、この會議に臨まれる政府の基本方針、運営等について、池田總理、小坂外相にお尋ねするものであります。

わが國は、アメリカから、ガリオア、エロア、十七億五千万ドルないし二十億五千万ドルの援助を受けまして、戦後のわが國の經濟の復興に大いに役に立つたことを、決して否定するものではありません。しかし反面、わが國も終戦処理費として九千七十六億圓、當時のドル換算で実に五十七億九千万ドルと膨大な負担をしているのであります。しかも、今後の四億九千万ドルの返済をあわせ考えますならば、わが國は、アメリカになお四十二億三千万ドルの貸しがあり、米國というたいへんな扶養家族をかかえたものと言わなくてはなりません。私は、この嚴然たる事實を踏まえ、對米劣等感を払拭し、池田首相がミコン副首相や北方領土に對してとられた強い態度をもつて本委員會に臨まれることを特

に望むものであります。(拍手)總理の所見をお伺いいたします。

昨今の國際收支は、經常收支で八億ドルから十億ドル、総合收支で六億ドルから七億ドルの赤字が予想され、二十億ドル台に迫った外貨準備高も、年度末には十億ドルないし十三億ドルに減少することが予想されております。今年一月から八月までの八カ月間を見ますと、わが國の對米輸出は六億四千万ドル、對米輸入は十三億七千万ドルであり、入超実に七億三千万ドルの多きに達してあります。したがって、わが國の國際收支の逆調はすべて對米貿易の一点にあると言つても過言でありません。これは、無計画なる設備投資、物価騰貴等、交易條件の悪化にもよるものであります。一そう重要な点は、池田・ケネディ會議の結果、ドル防衛への無條件協力、自由化の強圧等の結果によつて招來されたものである点であります。今年度は、對米輸出は実に十億ドル、輸入は二十億ドルとなるであります。西独のディ・ヴェルト紙も言つていますように、池田總理は對米貿易において十億ドルという膨大な赤字によつて池田内閣のてこ入れをせよと、と言つても過言ではないと思つております。したがつ

て、対米貿易の不均衡是正なしには国際収支の改善はありません。この日米合同委員会では、不均衡是正こそ最大の課題と存じますが、担当大臣の御所見をお伺いいたすものであります。また、日米合同委員会に提出されました討議資料では、わが国経済並びに国際収支の見通し、特に対米貿易をどういうふうに見ておられるか、水田、佐藤両大臣にお伺いするものであります。

政府はすでに、アメリカの輸銀、市中銀行に三億ドル程度の借款の手当てをされ、さらにIMFに三億ドルの借款を申し入れる予定で、本委員会でも協力を求められると伝えられています。貿易の不均衡是正をなさずして、手当たり次第、借款政策で事態を糊塗いたしますことは、対米従属を二そう強めるものと言わなくてはなりません。(拍手)水田大蔵大臣にその真相を求めらるものであります。

自由化計画を繰り上げ、来年十月一日までに九〇%の自由化をやることを条件に、アメリカに八条国移行勧告の一年延期をしてもらったことは、これはアメリカの強い要請にこたえたものであることは周知のとおりであります。政府の無計画かつ自主性のない自由化計画のために、わが国石炭産業は

国際石油カルテルのために重大な危機に直面いたしております。これは、単に固体燃料から液体燃料へのエネルギーの革命だけによるものではありません。また、自由化のため、非鉄金属産業は、海外鉱石確保に狂奔し、国内鉱山の放棄となり、山をつぶす自由化となりつつあります。わが党は、自主性のない、準備のない基幹産業をつぶす自由化には、強く反対するものであります。

アメリカは、IMF勧告の一年延期の代償として、乗用車等十数品目の自由化を求めています。これらの品目こそ将来わが国が育成すべき産業として断じて自由化すべきでないと思ふ次第であります。

アメリカは、また、わが国のミカン、植物防疫上の理由で輸入を禁止しているが、自分のほうのレモンの自由化を求めています。果実関係の自由化は農業基本法の選択的拡大としての果樹振興に水をかけるものであって、極力自由化を回避すべきだと存じます。佐藤、河野両大臣に御所見をお伺いいたします。

アメリカは、わが国に對しましては、一方、強く自由化を求めながら、他方、バイ・アメリカン、シップ・ア

メリカン等、これが友好国かと思われるほど、あらゆる輸入制限を行なっています。綿織物につきましては、わが国が自主規制をしています間に、米市場は香港製品にとつてかわられ、正直者がばかをみました。自由化の強

い、繊維協定等、池田・ケネディ会議後のできごとでございましたが、これでは池田・ケネディ会議の成果はいずれにあつたかと言わなくてはなりません。もちろん、わが国も、ラッシュン

出等、十分反省を要する点があります。アメリカの輸入制限措置の撤廃と緩和も、また、本合同委員会の大きな問題の一つと考えますが、政府の御所見をお伺いするものであります。

過般の短期取りきめの協定は、米綿の最大の買手であり、輸入国日本に對する措置としては、とうてい忍ぶことができません。日本外交の完全な敗北と言わなくてはなりません。元來、貿易自由化を目ざすガットが、輸入制限を助長するような取りきめを行なつたことは、不可解であり、主導国である米国の反省を強く求めるものであります。したがって、今度は短期協定の轍を踏みませんように、本委員会でも当局と十分話し合いをしておきますことが、米たるべき——今も開かれていま

すジュネーブ会議を成功裡に終わらせる前提と思いますが、政府の見解をお伺いするものであります。

米国は、わが国などの強い反対にもかかわらず、ボナー法をこの十月四日に成立させましたことは、海運自由の原則に反するものとして、大國の横暴を強く指弾しなくてはなりません。わが国の海運収支の赤字は逐年ふえまして、三十五年度には二億六千万ドルに達し、また、シップ・アメリカンのために、わが国海運収支の損失は百二十億円と言われています。したがって、ボナー法の改正を求め、国際慣行に反しない運用を求めますことは、喫緊の要務と思ふ次第であります。

また、アメリカは羽田空港乗り入れの外国航空会社のうち三三%と、その最大の利用率を占めながら、わが国のニューヨーク以遠への乗り入れを許しません。池田・ケネディ会議で軽く一蹴されたことは、周知のとおりであります。その他、海上運賃と船舶料の自由化反対等、当然本合同委員会の重要議題となるべきでありますのに、なぜ斎藤運輸大臣の出席を積極的に求められなかったか。これに對する政府の方策をお伺いいたすものであります。

ヨーロッパ共同市場各國は、域内での対米貿易の赤字をヨーロッパにいわ寄せすることを好まず、対米貿易の赤字は日米のワク内で解決すべきものと思ふ次第であります。共同市場、自由貿易連合、米州經濟機構と、今や世界經濟は、共同市場化へと大きく前進しています。しかるにわが国は、安保体制のため、共同市場化すべき經濟の共通な基盤もなく、近隣の市場も封鎖されている次第であります。頼みの米國も、対米輸出は不自由化、対米輸入は自由化、これでは、池田内閣に國際収支の改善と所得倍增計画の達成を求め

ることは不可能と言わなくてはなりません。四十億ドルもつぎ込みアメリカでさえ手に負えなかつた韓国や台湾を含む太平洋經濟同盟に期待を持つというがごときはナンセンスであります。この状態を打開しますためには、体制は違つても、世界人口の三割五分を占める中国やソ連等との東西貿易による市場轉換の社會黨の道あるのみ、と言つても過言でないと思ふ次第であります。(拍手)また、わが國が東西貿易と積極的に取り組んで、初めて米國の輸入制限や自主規制等、一方的な措置を改めさせる有力な外交上のフ

リー・ハンドを握るものと言わなければならぬと思ふのであります。

アメリカは、合同委員会において、

わが国の低賃金問題で、対米貿易の不均衡を是正してもらいたいという要求を抑えようとしたしております。

ILO条約の批准もせず、人事院勧告の完全実施をしない政府が窮地に陥ることを、社会党としても深く憂慮するものであります。しかし、新安保体制のもと、十億ドルの対米貿易の赤字が労働者階級の賃金上昇の大きな障害となつてゐることを、強く主張してもらいたいものであります。

われわれは、特需や借款よりも、輸入制限の撤廃、東西貿易の自由とその拡大を求めるものであります。日米合同委員会においてどう対処されるか、政府の御所信をお伺いいたします。

このほど経済協力開発機構の加盟を拒否されましたが、これでは、何のための小坂外相のヨーロッパ訪問であつたでありましょ。池田外交の大きな失敗と言わなくてはなりません。(拍手)経済援助グループの加盟をもつてわが国経済の国際的な孤立を取捨できと思ふことはナンセンスであります。元来、経済協力は、アメリカの援助の肩がわりの性格を持ち、商業ベ-

スに乗らないものを押しつけられるのが山であります。自主性を強く要求するものであります。

また、国際収支の赤字のため、外国から五億ドルも六億ドルも借金をしなければならず、台所が火の車のわが国が、対外援助とは、自己矛盾もはなはだしと言わなくてはなりません。石炭労働者の離職者の救済すらせず、農業と中小企業の二重構造をほったらかしにしての経済協力は、本末転倒と言わなくてはなりません。これは、わが国がかつて歩んだ道であります。わが党は強く反対するものであります。対外援助よりも、南部イタリヤの開発に重点を置き、三十億ドルの外貨準備を持ち、安定した繁栄をしているイタリヤの政策には、学ぶべきものがあろうかと思ふ次第であります。軍事でなく、真の日米友好を日本社会党も強く求めるものであります。

しかし、日米間の貿易の利害は、狭められた世界経済の市場の中で、かつての日米開戦の前夜のごとく、鋭く対立しているのが現状であります。今にして改めなくては、重大な事態になるのではないかと憂慮するものであります。かかる不均衡は、アメリカ軍隊の駐留と、占領時代の慣性、外交の無力によつて存在するもので、わが党の断じて了承しないところであります。

(拍手) 私は、今回の日米合同委員会が、日米対等の友好促進のきっかけになることを心から切望するものであります。しかし、池田内閣に対する対米信用の低下を恐れたり、アメリカの支持を失つてはと、主張すべきも主張されないようなことがあるのではないかと憂慮するものであります。貿易の不均衡こそ追随外交の象徴。対等ムードでございませう、この問題と四つに組み、実質的な討議をお願いするものであります。この成否こそ、池田内閣の命運にかかわるものと存じます。御健闘を切に祈るものであります。

力によつて存在するもので、わが党の断じて了承しないところであります。

「国務大臣池田勇人君登壇、拍手」
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。
今回の日米貿易経済合同委員会は、その名の示しますがごとく、両国の経済的協力の促進、貿易の拡大あるいは国際経済政策の調整等、貿易経済各般にわたつて、相互の理解と認識を深めるためのものでございます。した

がしまして、これによりまして両国の友好促進に大きな段階を作ることと私は期待いたしておるのであります。お話を対米貿易不均衡の問題も当然話題に出てくると私は期待いたしております。

なお、この委員会の運営につきましては、私は委員でございませんで、後刻外務大臣よりお答えすることにしたと思ひます。
なお、ケネディ大統領との会談につきましては、ワシントンでの共同声明によりまして御了承を願ひたいと思ひます。もし共同声明に御質問があるならば、他の機会にお答えをしてもよろしゅうございませう。
また、綿布の問題につきましては、通産大臣より詳しくお答えすると思ひます。

がしまして、これによりまして両国の友好促進に大きな段階を作ることと私は期待いたしておるのであります。お話を対米貿易不均衡の問題も当然話題に出てくると私は期待いたしております。

なお、この委員会の運営につきましては、私は委員でございませんで、後刻外務大臣よりお答えすることにしたと思ひます。
なお、ケネディ大統領との会談につきましては、ワシントンでの共同声明によりまして御了承を願ひたいと思ひます。もし共同声明に御質問があるならば、他の機会にお答えをしてもよろしゅうございませう。
また、綿布の問題につきましては、通産大臣より詳しくお答えすると思ひます。

また、今回の合同委員会に運輸大臣が参加しないことにつきましては、向こうでも話をいたしました。やはり対等な関係で行くべきだといふので、個々の問題につきまして各大臣が出ていって話をするよりも、こういう問題では、外務大臣でもできることとございませんで、対等の関係から、運輸大臣はやめてもらったのであります。

また、今回の合同委員会に運輸大臣が参加しないことにつきましては、向こうでも話をいたしました。やはり対等な関係で行くべきだといふので、個々の問題につきまして各大臣が出ていって話をするよりも、こういう問題では、外務大臣でもできることとございませんで、対等の関係から、運輸大臣はやめてもらったのであります。

なお、東西貿易の推進につきましては、お話のとおり、われわれは、政治経済や政治感覚が違ひましても、貿易の促進は、はかつておるのであります。その証には、日米貿易の最近の増進でおわかりいただけると思ひます。

なお、前後いたしました。対日援助につきまして、いわゆるガリオア、エロアの返済につきましては、私は、各方面より考えまして、一応、四億九千万ドル、十五年ならは適当であるといふので、一応の協定を見たのであります。最終処理費とはその性質を異にするものでございませうから、私は、この話し合ひはこれで満足すべきものと自分では考えておるのであります。

最後に、OECDすなわち経済協力機構に日本が断られた、こう断定なさるのはまだ早いのではないかと存じます。OECDの有力な部面であるDACのほうには正式メンバーとして参加いたしておるのであります。今のところ、OECDは地域的機構であるといふ色合いが強い。今入ることはなかなか困難のようございませうが、われわれは、日本の置かれた力と立場から申しまして、OECDに入ることが

なお、東西貿易の推進につきましては、お話のとおり、われわれは、政治経済や政治感覚が違ひましても、貿易の促進は、はかつておるのであります。その証には、日米貿易の最近の増進でおわかりいただけると思ひます。
なお、前後いたしました。対日援助につきまして、いわゆるガリオア、エロアの返済につきましては、私は、各方面より考えまして、一応、四億九千万ドル、十五年ならは適当であるといふので、一応の協定を見たのであります。最終処理費とはその性質を異にするものでございませうから、私は、この話し合ひはこれで満足すべきものと自分では考えておるのであります。
最後に、OECDすなわち経済協力機構に日本が断られた、こう断定なさるのはまだ早いのではないかと存じます。OECDの有力な部面であるDACのほうには正式メンバーとして参加いたしておるのであります。今のところ、OECDは地域的機構であるといふ色合いが強い。今入ることはなかなか困難のようございませうが、われわれは、日本の置かれた力と立場から申しまして、OECDに入ることが

世界の経済協力機構に役立つことを主張してゐるのであります。また過渡期であることを御承知願いたいと思ひます。

なお、われわれは、日本の今後と、その他世界の貿易に貢献する立場から、低開発地域その他につきましても、できるだけ援助をしていくことが、日本の経済の発展のものをなすことと私は考えておるのであります。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小坂善太郎君) すでに總理からお話がありましたから、若干簡単に補足させていただきます。

まず、日米貿易経済合同委員会に對しまして大きな御期待をお寄せいただきまして、深く私どもも同感に存じ、極力努力いたしまして、御期待にこたえたいと思ひます。まず、アメリカの十箇條中、六箇條が一度にそろつて特定の國に對して會議を持つためにアメリカを離れるということは、これはアメリカの歴史上いまだかつてないことでございます。私どもは、こういうアメリカの側の大きな期待というものを、われわれもまた大きな期待を持つて迎えて、十分にひとつ腹を打ち割つて話をし合つて、われわれの持つてお

る問題点を率直に披瀝いたしましたして、私ども眞に日本國民の代表としての政府の考え方を十分に理解してもらふように努めたいと考えておる次第でございます。

個々の問題について若干申し上げますと、先ほどのお話の中に、終戦処理費を五十四億ドル払つておるじゃないか、したがつて、このガリオアの返済というものはこれと相殺思想で考えるべきであつたのではないかというお話がございました。御承知のように、

決算ベースで終戦処理費は五千百六十八億円となつております。しかし、この終戦処理費に對しては、平和条約にしておきまして、このクレームを放棄いたしておきまして、このガリオアの返済とは別個の問題になつております。このことは西独の場合も同様でございます。西独は、約六百億マルク、ドルに換算しまして百二十七億ドルの終戦処理費を支払ひまして、その上に御承知のように十億ドルを支払ひ、そのほかに余剩物資として二億ドルちょっと上のものを支払つておるわけでございます。西独は御承知のように、八年前、一九五三年にこの協定を作りました、今ほとんど全額支払つておるような状況でございます。二億ドル程度

残つておりますが、そのような状態になつておきまして、わが國としましては、先ほど總理のおっしゃつた四億九千万ドルを払い、これを十五カ年に払いというところは、西独に比して非常に有利な協定ではないか、かように思つております。詳しくはまた委員会等いろいろな御質問に應じてお答え申し上げたいと思ひます。

それからOECDの問題にお触れになりましたが、これも總理からお答えしたように、あれは御承知のように、OECDすなわちヨーロッパの経済協力機構であつたのでございますが、それにアメリカとカナダが入つてOECDになつた、経済援助機構というものになつたわけでございます。この名の示すように、OECDは経済協力援助機構、この援助に非常に重点がある。わが國としましては、その下部機構の最も大きなDAC、開発援助委員会、これの主要メンバーとして冒頭から入つておるわけでございます。OECDが先月末に発足をしましたその当初から入つておるわけでございます。したがつて、このOECDの會議におきましては、日本も隨時出席してその意見を述べることができることになつております。これは他の國と違つ

立場を日本は与えられております。今欧州を中心として経済協力援助機構ができて、発生的に欧州を中心とした國が入つて、それに日本が直ちに入ると、他の國が入りたいという場合には、いろいろそこに問題が生ずるわけでございますので、今申しましたように、まず日本はそれに常に出席して意見を述べ得る立場を獲得し、その後正式メンバーということになりますれば、いろいろな關係も排除できるわけでありまして、私はこのOECDに日本が入るといふことは、これは現在はまだ実現していませんが、ほどなく正式メンバーになるように、できるだけ各國の理解を深めてその実現を期したいと思つてゐる次第であります。

それからアメリカとの輸出入の問題、貿易の問題でございます。これは通産大臣からもお答えがあると存じますが、御承知のように對米輸出が十億ドルを越してきた、こういう近年非常な勢いでそこまできたわけでございますが、急速に伸びた反面、若干それに対する反動もあるわけでありまして、今その反動をいかにしてわれわれはアメリカと話し合つて排除していくか、日本の輸出貿易をふやしていくか、というところを考えねばならぬ重要な時期

でございます。その時期におきまするこの日米貿易経済の合同會議というものは、その意味からも非常に私は大きな重要な意義があると考へまして、できるだけさうな点で努力をして成果をおさめたいと考えてゐる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○国務大臣(佐藤榮作君) 日米貿易経済合同委員会についていろいろ御意見を承りました。また同時に、政府を鞭撻されたことにつきまして厚くお礼を申し上げます。日米間の兩國の貿易は、御指摘にありましたように、一九五九年、この年は比較的貿易の数字が輸出入のバランスがとれたように思ひますが、それから後はおおむね入超が続いております。それで、日米間の貿易の考え方がありますが、これ以外の貿易外のICAあるいは特需等の關係がございまして、大体さういふようなものをあわせて日米間の貿易のバランスがとれるような構造ということが考えられぬか、さういふような意味でいろいろ検討しております。しかし、いずれにいたしましても、最近日米間の貿易の差が非常に大きな入超になつております。また御指摘のとおり、わが國の赤字の大部分が對米貿易にある、こ

いろいろ実情にございますので、今回の会議を通じて、ぜひとも日本国内の実情を正しく認識してもらい、米側におきましても、米国内における各種の業界あるいは組合の運動等に対する政府の心がまえも、ぜひとも協力していただくような方向に話を持っていきたい、かように私も努力するつもりでございます。

また、今日貿易の拡大はあるが、輸入が非常に拡大された、その点について、自由化との関係あるいは米国のいわゆる十六品目等の強く要請されておる問題等との関連についての御議論も展開されて、あるいは石炭鉄鋼あるいは非鉄金属等に対して非常に甚大な影響を与えておるのは、この自由化そのものの計画が当を得ないんじゃないか、こういうような御意見であったかと思ひます。御承知のように、自由化の基本対策は、すでにお示ししておるように、わが国の国際競争力のある産業部門をまず第一に取り上げて、順次自由化の範囲を拡大して参つたのでございませう。そして、今日予定して参ります自由化の目標期間、それまでに国内産業も、近代化なり、あるいは合理化を進めて参りまして、国際競争力を持ち得るようにしたい、こういう考

え方で国内の指導をいたしておるのであります。同時にまた、この自由化は、日本が外国へ輸出して参ります場合に

おきまして、今日の状況は、申すまでもなく、差別待遇を受けるとか、あるいはガット三十五条の援用を受けるとか、日本商品としては、非常に狭い市場に押し込められておる、こういう不利があるのでございませうので、相互主義あるいは互恵主義の立場に立ちまして、自由化を進めることによって、同時に、わが国の輸出マーケットも拡大して参りたい、かような考え方をいたしておるわけでありませう。で、米国の十六品目についての問題であります

が、これも十六品目強く自由化を要望してはおりますけれども、これらの品物自身は、わが国産業の状況等から見まして、ウェーバー品目であるものが非常に多いのであります。もちろん自由化は進めて参りますが、わが国産業の育成強化という立場に立つて、当方として、当然主張すべきウェーバー、これは確保して参る、こういう考え方でこれにも対処していくつもりでございます。したがって、いわゆる八条国に移した後におきましても、ガットのウェーバーをとることに参りまして輸入制限を続け、国内産業の育成を

はかつていく、こういうような基本的方針には変わりはないのでございませう。

また先ほど、わが国の産業、ことに繊維の問題についてお触れになりました。この繊維の問題は、過去日米間に

おきましていろいろ協定もありませんし、また、業界自身が、対米貿易の観点では、繊維のみならず、いわゆる自主規制等をいたして参っております。しかしながら、これらの事情等について、米国の認識は、なお私も希望するようには必ずしもなっていない、かように考えるのであります。ことに、今年の夏の繊維の会議等におきましては、なお私も、一そうわが国の実情について深い理解を持っていたきたい、こういう強い希望を持っております。そういう意味から、今回の日米綿製品輸入取りきめについて、これを最終的なものと考へず、さらに今後交渉を重ねていくつもりでございますし、ことに、ただいまガットにおきまして、国際繊維会議、これが開かれております。この国際会議の結果によりましては、一九三六年以降のわが国の綿製品の輸出にこれは重大なる関係があるもの、かように考へますので、ただいまこのガットの会議に臨み

まして、当方いたしました主張を十分徹底させたい。そうして、これは、アメリカばかりではございませんで、欧州の諸国も同様であります

が、いわゆる主要な輸入国、この門戸の開放あるいは輸入の増大、こういうことを強く要請する。これは本来のガットの精神にも合致するものだ、かような立場に立ちまして、積極的に当方の主張を述べていく考えであります。

なお、最後に、東西貿易の問題について一言触れたいと思ひますが、私どもは、いわゆる共産圏、それらの諸国との貿易につきましても、貿易は拡大するという考え方で臨んでおります。すでに御承知のように、ソ連あるいはその他の共産国との間には、協定あるいは条約等の締結もございませうので、こういう意味では貿易は一そう拡大されてしかるべきだと思います。しかしながら、現在の状況におきましては、なかなかコマーション・ペースに乗れない、こういう実情がございました。あるいは当方といたしましても、ソ連等について申しますと、当方が輸入超過の状況になつておる、こういうような状況でございますので、貿易は拡大させたい、同時に、それは相互互恵の立場で、また、いわゆる入超を来たさない

ように私も努力して参るつもりでございます。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 答へいたします。

中田議員お説のとおり、わが国経済にとりまして、国際収支の均衡を回復するというのが当面の重要な課題であります。ただいま政府がとつております総合対策も、その目的からとられておる緊急措置にはかなりません。したがって、日米貿易の問題も、その政策の一環として、当然今回の会議におきましても、改善の方向において討議されることと存じます。

それから、外貨の資金繰りの問題でございませうが、これはまた別のことでございまして、必要に応じて適宜な措置をとつて対処いたすつもりでございます。(拍手)

〔国務大臣河野一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(河野一郎君) 私に対するお尋ねは、くだもの問題でございませうが、自由化をした際に、農産物の中で、ことに、くだもの問題がどうかということでございます。私は、一般農業につきましては、貿易の自由化におきまして、各国の例にならいま

昭和三十六年十月三十日 参議院會議録第十三号 日米貿易経済合同委員会に臨む政府の基本方針に関する緊急質問

大型核実験と放射能対策に関する緊急質問

一九四

して、国内の農業を保護する意味において、他の産業とは同じように考えるわけにはいかないと考えておりますけれども、ただ、農業のうちにおきましても、くだものにつきましては、農業基本法の線に沿って、これから伸びるものであるから、特に注意をせよという事でございまして、この点はいささか所見を異にするものでございまして、なぜかと申し上げますと、くだものは、わが国におきます現在の生産事情がもっとも伸びる、伸び得る可能性があるにもかかわらず、農家の作りましたのと、消費者の手に渡ります場合と、非常に価格差があり過ぎます。消費者の諸君が、くだものというものは高いものだという気持を持っておられるような気がするものであります。そういうことで、これに対する施策としては、きめをこまかに飛躍的に施策をして参りまして、もっとくだもの値段が下がっても、消費を増大することが必要である、消費の増大によって作付面積をふやすことが可能であるという方向に、今後いかなければならぬのではなからうかと考えております。そういう意味において、手放しに自由化をするとは考えておりませんけれども、大局目標とするところは今

申し上げた方向でいきたい。その過程におきましては、どれもこれも一がい自由化するという事は考えておりませんけれども、御指摘になりましたミカン、レモン等につきましては、現にアメリカ側に対して、わがほうのミカンの輸入を自由に認めるならば、レモンの輸入についても自由化することに同意をするという意味におきまして、交渉中でございます。その他、現に問題になっておりますパイナップル等につきましても、沖縄のパイナップルの生産事情等も十分勘案いたしまして、一品目ごとに、きめをこまかく対処していくことが必要であると考えまして、今回のアメリカ農務長官との会見の機会におきましても、非常に好機でございますから、これらについて、きめをこまかくいろいろ懇談してみたいと考えておる次第でございます。(拍手)

○中田吉雄君 議長、答弁漏れがあります。

○議長(松野鶴平君) 答弁漏れの点があったら御指摘下さい。

○中田吉雄君 ただいま海運問題で、海運の赤字が二億五千万ドルもあり、わが国の赤字の三分の一を占め、海運に關し本合同委員会で取り上げること

が必要だと思ふがという質問に対しては、答弁が漏れているように思ひます。

なお、池田総理は、ラスク長官がおいでになって、貿易と経済のほかに、日韓会議の早期妥結と対韓援助が最大の目的で来られる、こういうことを国民は心配しているが、その点については口を絞って語られな点であります。この点は、最大の関心を国民が持っていますので、御答弁をお願いいたします。

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田勇人君) 海運問題につきましましては、ボナー法の点につきましてお答えしたのでございます。御承知のとおり、最近輸入がふえまして、しかも船腹を非常に多く使つてバルキーの品物の輸入がふえましたので、お話のとおり、戦前とは逆に二億ドル余りの海運に關する赤字が出ていますのである。この問題につきましましては、シブ・アメリカンとか、ボナー法あるいは影響いたしますが、それ自体、日本の海運政策にも非常な影響があるのであります。われわれは、先般、計画造船を五十万トンいたしました、あるいは民間におきましての船腹の増強につきましましてできるだけ力を添えてい

こうといたしているのであります。で、この日米経済合同委員会につきましましての問題は、ボナー法の問題が出てくることにつきましましては、これは外務大臣が話をするということに私は指示したしているのであります。

次に、ラスク國務長官と私の会議につきましましては、予定はいたしておりますが、どの問題を話すると打ち合わせをいたしておりません。何分にも私は十数年来非常に仲よくしておられる方で、しかも夫婦ともでございますから、私はできるだけ長い時間お話ししまして、日米の問題、あるいはいろいろな個人的な問題も話をすと思ひますが、今どの問題につきましましてラスク氏と協議するという話題はきまつておりません。(拍手)

○坂本昭君 この際、私は、大型核実験と放射能対策に關する緊急質問の動議を提出いたします。

○鍋島直昭君 ただいまの坂本君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 坂本君の動議に賛成ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。坂本昭君。

〔坂本昭君登壇、拍手〕

○坂本昭君 大型核実験と放射能対策に關し、私は、日本社会党を代表しまして、九つの点について緊急質問を行います。総理の答弁をいただき、細部につきましましては關係各閣僚の説明を願ひます。

質問の第一点は、去る二十三日、ノーバヤゼムリア地区におけるソ連の核実験を政府は異常に強力なものと認めておられますが、強さが何メガトン程度のもので判断しているのか、また、その判断の根拠はどこにあるかを、政府の見解として伺ひたい。さらに、核爆発が地上から大気圏中か、また大気圏中ならば大陸間弾道弾の形で打ち上げられたものか、また爆発地点はノーバヤゼムリアの島の上か北極圏内かについても伺ひたい。いのであります。

質問の第二点は、国民の保健衛生の上から、被害の実態を……(発言する者多し)

○議長(松野鶴平君) 御静謐に願ひます。

○坂本昭君(続) すみやかに科学的に調査しなければならぬが、責任ある調査機関は、いつから、どこに、だれが責任者として、いかなる組織機構をもつて設置されているのか、あるい

はこれから設置されんとしているのかを、明らかにしていただきたいのであります。従来は、気象庁、防衛庁、各大学の研究所、各県の衛生研究所など、調査方式や基準の不統一のままに研究が各行政機構を通じて行なわれていたが、測定基準を明らかにし、予算措置を確保し、全国至るところに測定網を整備すべきであつて、少なくとも測定地点を早急に増設しなければ、現状では死の灰の分布さえ調査できないのであります。各大学はもちろんのこと、あるいは高等学校や中学校の理科教室をも動員して、ガイガー・カウンタによる全国的な測定網を整備することも一つの方法でありましょう。世界気象機関、いわゆるWMOを通じて大気圏中の放射能測定の国際組織を作ることが国連で決議されましたが、わが国における調査機関について総理の答弁をいただきたいのであります。

質問の第三点は、この調査機関による放射能被害の実態を政府は責任をもつて国民に報告しなければならぬことである。現在のうちに、各省庁の専門研究家の意見を各報道関係がばらばらに国民に伝えるというのではなく、責任ある統一見解を国民に報告することによって、正しい対策を

立てる基礎を作るべきであります。(拍手)この際、政府として、最近の国内における死の灰降下の状況について御報告いただきたい。特に二十三日の大型核実験について、ソ連側は、きれいな核爆発であり、予防措置が講ぜられていて、被害を与えないと言っているが、被爆者も出ていて、わが国の調査の結果はソ連側の説明を裏書きするものかどうか、政府の見解を明らかにしていただきたいのであります。

質問の第四点は、国民に対する警告、すなわち警報の問題であります。ノルウェーでは放射能警報司令部が常置されており、わが国においても、状況によっては国民に対し警報を発する制度を作るべきであり、最近わが国の一部の資料では危険な放射線の量が記録されているので、当然に警報なり警告を政府も責任をもつて出す必要があると考えますが、国民への警告制度について総理のお考えを伺いたいのであります。もちろん、いたずらに国民を恐怖に陥れてはなりません。しかし、諸外国においても、危険な放射線の分量、すなわち警告線量については研究されており、わが国も責任ある機関においてこれを決定し、国民に対

する警告の責任を政府が果たすべきであると考えものである。

質問の第五点は、警告の発せられた場合はもちろんのことであり、死の灰に対する一般的な対策であります。米、野菜、牛乳、魚などについて、個々別々はもちろん、上水、特に天水使用についての対策であります。放射能に対する濾過装置の効果は、上水道についてはあらかじめ調査しておくべきであり、天水を直接飲用している人々については、緊急に指導して濾過設備を作らなければなりません。国民生活上、切実な問題でありますから、すみやかに対策を講ずべきであるにかかわらず、現在、政府は何ら具体的な指導をしていないのであります。が、死の灰に対する保健衛生対策実施の責任はどこにあるか、総理にお尋ねしたい。さらにまた、核実験による放射能災害対策に要する設備改善費や医療費等については、法律をもつて国が負担すべきであると思ふが、総理のお考えを承りたいのであります。

第六点は、国民は現に今降りかかる死の灰に対する対策を急がねばならぬが、同時に、死の灰をさらに引き続いて降らすような実験が継続されることをすみやかに停止しなければ、国民

は将来にわたつてとうてい安心して生活することができないということでもあります。われわれは、米ソ両国を初めとして、いかなる国の核実験にも反対し、特にソ連の大型核実験に強く反対してきたのであります。世界は今や新しい核実験競争の激しい段階に入りつつあります。第三者としてのわれわれは、客観情勢を明らかにして、冷静にかつ迅速に対処しなければなりません。三年前、一九五八年九月末から十月下旬にかけて、核実験再開が北極圏上空において行なわれましたが、それは、当時、台湾海峡における軍事的緊張と深い関係のあったことは、すでに歴史的事実であり、国際緊張の燃焼さについて、われわれは常に深刻な検討を加え、実情を把握していなければならなりません。今次、ソ連の実験再開、特に大型実験を世界世論に反して強行、さらに続行せんとしているソ連側の意図と理由とについて、総理はいかに分析し、いかに判断をしておられるか、お伺いしたい。(発言する者多し)われわれはいかなる理由があろうとも、いかなる国の核実験にも絶対に反対するものであります。その反対は、単に感情的なことに終始したのでは、現実

に核実験を停止せしめる力とはならないのであります。実験を許すことは断じてできないが、世界の世論を犯しても実験せんとする客観情勢を冷静に見きわめることが、実験停止の条件と力とを第三者として引き出すことになるであらうと考えるのであります。このような意味において、実験再開の客観情勢及び実験の意図と目的とを総理はどう見ておられるか、お答えいただきたいのであります。

質問の第七点は、ソ連の実験強行に刺激されて、アメリカもまた大気中の実験を行ない、死の灰の危険は、一そう強化されるのではないかと、米ソ核実験競争の今後の見通し、したがって死の灰降下の見通しについて、総理に伺いたのであります。

質問の第八点は、核実験競争は、米ソにとどまらず、イギリス、フランスその他の国々にも連鎖反応を起しはしないかという問題であります。特に中華人民共和国は、原爆保持の時期に開し、毛沢東・モンゴメリー会談では三年以内、また、陳毅外相とロイター通信総支配人との会談では二年以内と伝えられておりますが、中国が核保有国になることは、日本に対するアメリカの核兵器の持ち込みが現実問題となることであり、死の灰どころでは

なく、民族消滅の危機を生むこととなるが、総理はこれに対していかに対処されんとするお考えか、お伺いしたいのであります。(発言する者多し)

質問の第九点は、去る九月二十日、

米ソ兩國は軍縮交渉を進める八原則の共同宣言を国連に提出、全面的完全軍縮実現の計画が米ソの間で初めて宣言されたのであります。十月十四日、当参議院予算委員会において、羽生委員は総理に対して質問をし、核兵器及び通常兵器を含む全面的完全軍縮実現のために、わが国が全力を尽くして恒久的世界平和の基礎を確立しようではないかということをただしたのに対し、総理は、核実験禁止、全面軍縮、私は精神においてごく賛成でございます。と、率直に答弁されたのであります。が、総理は、まさにこの精神をもって米ソ共同宣言を支持し、日本の新しい外交路線を推進せらるべきであり、この際、特に全面的完全軍縮についての総理の見解を伺うものであります。わが国の著名な理論物理学者である朝永振一郎博士が、「軍備のない世界という考えは、今ではもはや理想家の夢でなく、道徳家や宗教家だけの問題でもなく、いわんや宣伝のためのうたい文句でもなく、われわれ庶民が生きて

ための関心事である」と書いておられるが、全面的完全軍縮の考えを総理は当然に積極的にお持ちになられるべきであるが、よもや反対ではございませんまい。(拍手)

最後に一言いたします。今回の大型核実験を契機として、核兵器を保有する大国の実験に対し、世界の世論はきわめてきびしい。と同時に、国際緊張緩和に対する世界諸国民の願望もきわめて熾烈であります。世界唯一の被爆国たるわが国は、その悲惨な体験を通して、いわばわが国のみに課せられた新しい平和への使命を果たさなければなりません。そのために、われわれは平和への確固たる信念をもって、平和のための行動と発言とを、国際的にも国内的にも積極的に行なうべきであります。すでにわが国の人の骨の中には、平均一ストロンチウム単位の放射能が入っており、十才以下の子供では、その含有量は成人の三倍も多いことから、子供に対する放射能の見えざる影響の蓄積が、今後あるいは、白血病や、ガンや、精神障害等を惹起するであろうおそろべき問題を、今回の核実験はあらためて国民全体に強く再認識させたのであります。政府は、国際的連帯を保ちながら、すみやかに日本

の有能なる科学者を動員して、核実験が人類に与える影響を……(発言する者多し)
○議長(松野鶴平君) 静粛に願います。

○坂本昭君(統) 正確に調査して、国民に対して責任ある報告と警告をなし、特に死の灰の吹きだまりとなる日本において、保健衛生上の万般の措置を、迅速かつ国の財政的責任をもって処理すべきことを、私は強く要求いたします。緊急質問を終わるものでございませう。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

先般の大型核実験が何メガトンか、どれだけのメガトンか、私、存じませんが、従来たびたび行なわれた核実験よりもよほど大きいものだと言われております。気象庁その他の発表にも数十メガトンと、こうあったと思っておりますが、私は専門家でございますから、どのくらいのメガトンかは、あとから関係閣僚がお答えすることになります。

考え方を申し述べることにいたしましたと思ひます。
なお、核実験につきましては、私は一昨日もフルシチョフ首相に数論を出したのでございませうが、いかなる理由であらうか、どの国がやろうか、絶対に私は反対であります。したがって、今回のソ連のあの大型爆弾の実験がどういう目的から出たかというところにつきましては、私は論じたくございませうが、聞くところによりますと、軍事的目的もさることながら、政治的目的——政治的に西側に恐怖心を起こさせ、また中立国に平和気分を盛り上げ、そしてアメリカ側の譲歩を求めようとする、政治的感覚から出たんだというのが通説のように聞いております。(拍手)

次に、完全軍縮でございますが、完全軍縮は私も心から望むところでございます。心から望むところでございませうが、核兵器にいたしましても、十分な、しかも厳格な管理あるいは査察制度がなければ、なかなかできないのでございませう。われわれの経験から申しまして、海軍の軍縮につきましては、どれだけ各国があの軍艦だけでも苦勞したでしょうか。最近のような飛行機あるいはミサイル等の問題があり

ますときに、一がい完全軍縮といつても、名はよろしゅうございませうが、なかなか実行がむずかしい。だから、共同宣言をしたり、核実験停止の約束をしながら、一方的にソ連はやっていく。この実情からいっても、なかなか、理想はそうでございませうが、行ないにくいということはおわかりだと思ひます。したがって、私は完全軍縮をやるためには、あらゆる厳格な査察管理をしなければならぬし、そして一ぺんにお題目にやるだけでなしに、個々の問題から具体的に誠実に進んでいかなきゃならぬ重要な問題だと考えます。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(三木武夫君) 放射能の調査について御質問がございましたが、現在、雨とか大気中のちり、水道、農水産食品等について、気象庁、都道府県衛生研究所、防衛庁等の機関を通じて調査をいたしておるのでございませう。その調査した降下物に対する分析は、放射線医学総合研究所、気象研究所その他の国立試験研究所等において分析をいたしております。しかしお話にもありましたごとく、放射能の増加が予想されますので、近く内閣に対策本部を設けて調査分析の機能を強化い

たしたいと考えております。また、放射線の人体に対する影響については、これは坂本議員も御承知のごとく、いまだ遺伝等の面については不明の点が多いのであります。明らかになっていない。したがって、どの程度までは人体に影響がないかということを言い切ることは困難であります。しかしながら、この程度にふれば警戒をしなければならぬということは、これは国民の各位にもお知らせしなければならぬ、そういう意味で、まあ暫定的に警戒量というものをきめたいと考えております。そのきめる基準は、放射能の国際防護委員会の勧告もございまして、アメリカの連邦放射線審議会等の資料もございまして、そういう資料等も参考に、そして警戒量というものを暫定的にもきめたい、そしてそれをどのようにして——警戒のシステムをどうするかというところは、対策本部等を中心として、これは至急に検討いたしまして決定をいたしたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣 尾崎吉三君登壇、拍手〕
○国務大臣(尾崎吉三君) 放射能の人体に対する影響等につきましては、ただいま三木国務大臣からお答えいたしました、今回の続いて起つており

ます実験の結果が、人体にどの程度の影響を及ぼすであろうかということにつきましましては、まだ直ちに人体に影響する程度には至っておらないと判断をいたしておるわけでございしますが、しかし、これが今後反復継続せられるということになれば、おそれるべき影響を生ずるということもあらうでございします。私どもといたしましては、即時かような実験を停止してもらいたいということを強く希望するものであります。

一面におきまして危害の防止ということにつきましましては、もとより政府といたしましては厳重な調査を継続いたしまして、万全の措置を講じて参りたいと存じております。警告放射能量あるいは警戒基準、こういうふうなものにつきましましては、ただいま三木大臣からお答え申し上げましたとおりでございします。人体あるいは飲食物等に対する一般的な注意事項につきましましては、先般これを決定して発表いたしました。これに基づいて必要な行政措置といたしましては、今後のさらに調査検討を待ちまして、関係省庁と協議いたしましてこれを決定いたしましたことと存じておりますが、万遺憾なきを期していきたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣 小坂善太郎君登壇、拍手〕

手

○国務大臣(小坂善太郎君) すでに総

理大臣からお答え申し上げたことで尽

きておると存じますが、われわれとし

ましては、こういう核実験のごときも

の一日も早く停止されたいというこ

とで、直接相手国に対し、あるいは国

連において、この問題に強く抗議をし

ておることは御承知のとおりでござい

ます。国連におきましては、日本が主

導的な立場をとって、まず特別政治委

員会において議をまとめて、この放射

能の身体に及ぼす影響について至急調

査して結論を出すようにということ

を提議し、総会においての圧倒的な賛成

を得ていることは御承知のとおりでこ

ざいます。

第二に、大型核爆発が五十メガトン

というがごときことを平気で言い出し

て、そしてそれを強行しようとして

おる、あるいは強行したと伝えられる

ソ連に対して、強く反省を促す決議案

を、これまた一般政治委員会において

議決し、また総会において圧倒的な多

数をもって通過していることも御承知

のとおりでございします。

なお、査察を伴う協定、有効な核実

験の停止協定を、一日も早く作らなけ

ればならぬということについて、国連において議決すべく目下努力をしておる際でございます。

以上をもってお答えいたします。

(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第一、雪害

対策に関する決議案(小柳牧衛君外二

十一名発議)(委員会審査省略要求事

件)、

本案は、発議者要求のとおり委員会

審査を省略し、これを議題とすること

に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。よって本案を議題といたしま

す。

まず、発議者の趣旨説明を求めま

す。小柳牧衛君。

雪害対策に関する決議案

右の議案を決議する。

昭和三十六年十月二十六日

発議者

小柳 牧衛 白井 勇

小橋 治和 仲原 善一

山本 米治 前田佳都男

後藤 義隆 谷口弥三郎

大竹平八郎 平林 剛

松野 孝一 櫻井 志郎

笹森 照造 林屋亀次郎

千田 正 東 隆

田畑 金光 武内 五郎

千葉 信 大河原 一

中村 順造 松浦 清一

賛成者

清澤 俊英 堀 末治

井川 伊平 苦米地英俊

西田 信一 谷村 貞治

村松 久義 高橋進太郎

村山 道雄 石原幹市郎

松平 勇雄 米田 勲

大矢 正 鈴木 壽

羽生 三七 棚橋 小虎

辻 武壽 中村 正雄

向井 長年

参議院議長松野鶴平殿

雪害対策に関する決議

積雪による被害は、その地方にお

ける民生、産業等にきわめて重大な

影響を与えもはや忍び難き状態に至

つている。

このため地域格差は、毎年増大す

るばかりで福祉国家建設の理想に反

する。

よつて政府はすみやかに総合的対

策を講じ、本問題の抜本的解決をは

かるべきである。

右決議する。

〔小柳牧衛君登壇、拍手〕

○小柳牧衛君 私は、ただいま上程されました雪害対策に関する決議案につきまして、発議者を代表しまして提案の理由を説明せんとするものであります。

まず、案文を朗読いたします。

雪害対策に関する決議

積雪による被害は、その地方における民生、産業等にきわめて重大な影響を与え、もはや忍び難き状態に至っている。

このため地域格差は毎年増大するばかりで、福祉国家建設の理想に反する。

よつて政府はすみやかに総合的対策を講じ、本問題の抜本的解決をはかるべきである。

右決議する。

わが国は、御承知のとおり、世界に類例の少ない軟質の降雪地帯でありまして、積雪地域の面積は全国のおよそ五九・五％、ここに居住する国民は総人口の二九・七％、約二千七百万人といわれておるのであります。この地方においては、ために、文化、産業、交通が多

重圧と不利益に苦しんでいるのでござい

〔議長退席、副議長着席〕

したがって、この地域と他地方との所得格差は、はなはだ大であります。しかも、時代の進歩はますますその格差を大ならしめているのでござい

ます。また、この地方はほとんど全部

がいわゆる後進性の県であります。その主たる原因は実に積雪にありとい

われています。それゆえに、積雪の問題を解決しない限り後進性は永久に脱

却できないと確信するものであります。

従来、降雪による被害に対しましては、それぞれ救済及び復旧補助等の方法を講ぜられていますが、その金額も

その率も実際の損害に比してきわめて

少なく、また社会生活の不利益に對し

ましては、公務員に対してわずかばかりの積雪手当が認められているだけで

あります。一般住民に對しましては直接何ら考慮は払われていない現状で

ございます。また、雪に對する調査研究につきましても、寒冷につきまして

はかなり綿密な調査をやっておりますが、雪の経済並びに一般生活に及ぼ

す影響等につきましても、その調査研究がきわめて不十分であるのでござい

ます。要するに、雪害に対する国の施策は応急的であり断片的でありまして、

実に明治以来、総合的の一貫性のある国策は、かつてありません。まさにこれは

国策の盲点と言つてよろしいのでござ

います。政府は、今日所得の地域格

差の是正を重要国策として鋭意達成に

努力してありますが、この際、この格差

を生み出す原因であり、しかも歴代内

閣がかつて手を染めなかつたこの国策

の盲点の打開に乗り出すことは、まさ

に時宜を得たるものと思つてござい

ます。しかのみならず、科学の急激な

進歩は文明の利器の普及を促進せしめ

ておるにかかわらず、これが利用をは

ばむ雪の生活は、年々その格差を加速

度的に大ならしめているのでございま

す。もはや一日も放任すべきではない

と思つてございします。政府はよろし

く一大決意をもつて、雪害に對して抜

本塞源の国策を樹立して、民生の向

上と産業の発展をはかり、もつて、長

い年月、積雪の重圧のもとに齒を食い

しはりながらも黙々として国民の務め

を果たしてきておるこの国民をして、

ひとしく文明の恵沢に浴せしむべきで

あると信するものでございします。

このため、政府はまず、雪害に對し

すみやかに総合的基本的法規を制

定し、一方、雪の産業、交通及び社会

生活に及ぼす影響を科学的に調査研究

する機関を設置して、所得の地域格差

の減少の方策を立てまして、さらに、

国税、地方税、特に交付税を再検討し

まして、住民の負担の軽減をはかると

ともに、地方財政を健全かつ豊かにす

る方策を講じまして、そうして全國民

をあげて福祉国家の光を追うて安樂の

道をともに進み得るようになすことを

強く要望するものでございします。

以上が本案を提出いたしました理由

であります。何とぞ各位の御賛同を

賜わり、すみやかに可決あらんこと

を切にこいねがう次第であります。

(拍手)

○副議長(平井太郎君) 本案に對し、

討論の通告がございします。発言を許し

ます。清澤俊英君。

〔清澤俊英君登壇、拍手〕

○清澤俊英君 私は、日本社会党を代

表いたしました。ただいま提案になり

ました雪害対策決議案に賛成の意見を述べたいと思ひます。

昭和三十三年十二月末から一月にか

けて、北信越、東北、北海道等、積雪

寒冷地帯は、異常な豪雪により、この

地方の経済、産業、社会生活の上に甚

大な被害を受けたのであります。すな

わち、歳末を控えて鉄道は不通とな

り、道路は杜絶すること数日に及び、

沿岸各線においては、たき出しと仮宿

泊所の設置等をもつてこれが救済に当

たり、小都市のごときは、防寒用品、

食料品類は売り切れとなり、これが補

給の道は絶たれ、人心の不安は極度に

達した。時あたかも初春売り出し中な

りしも、営業停止状態となり、仕入れ

品は売れず、契約品は輸送の道絶たれ

て注文は取り消しとなるなど、生産工

場はもちろん、小売商に至るまで甚大

なる打撃を受け、売掛金は取れず、支

払いの請求せられ、商工業者は破産に

直面し、産業は麻痺状態に陥つたので

あります。ことに春肥の輸送のごとき

は、春耕期を控えながら四月末に至る

も必要量の入手の目安もつかず、二十

六億七千万円、教育関係三千余万円、合計約五十億円の被害に達したのであります。しかも融雪期における河川のはんらん、堤防の決壊、道路、橋梁の損傷、融雪期の遅延等により、農作物は病害の発生と冷害等による減収を初めとし、被害は枚挙にいとまがないのであります。

民生の安定はもとより、産業各般の損害は、はかりしれぬものがあります。かかる豪雪による大被害は、随時週期的に襲来するものであるが、雪にとり込められて、暗たんたる生活環境は平常であつて、豪雪地帯住民のみが知る苦悩であります。これは無雪地帯の人々の知るところでないのみならず、年々投下する防雪防寒対策に要する心労と経費は決して僅少なものでないものであります。雪は豊年のさざしとか、雪月花が詩歌の対象となり、風流の具に供せられていることは、古来、南方支那大陸より伝来した思想であり、積雪地帯の実態を知らぬ盲目的な思想であります。しかしながら、これらの地方に年々降り積もる雪は豊富な水資源となり、発電と灌漑による産業の発達と食糧の供給に重要な貢献をなしております。かかる雪による効率

は、長い冬期間の交通輸送の困難から界外に持ち去られ、害悪のみを押しつけられるわれわれの忍びがたいところであります。

思うに、かつて東北地方をして慢性的凶作と飢饉の地域と化せしめ、産業の発達を見ることなく、後進地帯として取り残されている大きな原因は、この積雪のもたらす災害のためであることは否定できないのであります。かかる不合理をそのまま放置することは、福祉国家として恥すべきことであります。

顧みるに、昭和八年から九年の大豪雪は、北陸、東北方面に大冷害と融雪時の水害を招来し、農作物の収穫は皆無となり、昭和の飢饉となり、草根木皮を食して飢えを忍んだのであります。これに驚いた政府は、雪害対策を推進し、積雪研究所を設け、雪に対する本格的な研究に乗り出したのであります。なお、地域の後進性を打破するため、今日の特許会社、東北振興の発足ともなつたのであります。積極的に雪害対策が進められたのであります。その後、満州事変から支那事変、大東亜戦争と打ち続く戦禍の中に、これら施策は東北振興の復旧のほか全く忘れ去

られておるのであります。返す返すも残念しごくことであります。

したがいまして、政府は、雪の害についてここにあらためて思いをなし、積雪による災害に対し根本的な対策を樹立し、災害から住民を守り、産業経済の発展を期し、地域差の不合理を除くべきである。これは積雪地帯官民の願望である。政府はすみやかに雪害対策基本法を制定し、禍を転じて福となす積極的施策を要するものであります。さらに、積雪試験研究機関を完備充実して、気象現象の把握、交通道路の保全、建築物構造の研究、資源の開発、鉱工業生産の拡大、農林水産業の対策等、急速なる施策を要望いたしました。本提案の賛成意見といたしたいと思ひます。(拍手)

○副議長(平井太郎君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

ただいまの決議に対し、自治大臣から発言を求められました。安井自治大臣。

〔國務大臣安井謙吉登壇、拍手〕

○國務大臣(安井謙吉) 地方の開発、特に地域格差の解消等につきましましては、政府もかねてから意を用ひまして種々施策もやつておりますが、特にただいま御可決になりました雪害対策につきましましては、十分に御決議の内容を体しまして、今後でもできる限りの努力をいたすつもりでございます。

(拍手)

○副議長(平井太郎君) 日程第二、農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。農林水産委員長仲原善一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年十月二十五日
衆議院議長 清瀬一郎
参議院議長 松野鶴平殿

農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「三年」を「四年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔仲原善一君登壇、拍手〕

○仲原善一君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

この法律案は、ただいま政府において農業災害補償制度の抜本的改正が意図され、その関係法律案が別途この国会に提出されている事情にかんがみ、本年がその時期に当たつております農作物の通常、異常及び超異常共済掛金標準率の改訂を一年延期して、本年度はこれを行なわないこととするため提案されたものであります。

昭和三十六年十月三十日 参議院會議録第十三号 農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

なお、この法律案は、第三十八回国会において、衆議院農林水産委員会では修正議決され、後、審査完了となったものでありますが、その際に修正されたものと同じのものであります。

委員会におきましては、説明を聞いた後、質疑に入り、農林当局に対し、農業災害補償制度の抜本的改正の基本方針、農業共済組合連合会の事業不足金の状況とその対策、北海道における農業共済掛金率の現行制度によるものと改正制度によるものとの相違の調査措置等についてたゞされたのであります。これが詳細は會議録に譲ることにいたします。

かくて質疑を終わり、討論に入り、別に発言もなく、続いて採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右報告いたします。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

暫時休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

午後十一時五十四分開議

○議長(松野平吉君) 休憩前に引き続き、これより會議を開きます。

本日はこれにて散会することとし、次会は明日午前一時より開会いたします。議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後十一時五十五分散会

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員

杉山 昌作君 村山 道雄君
森 八三三君 田中 清一君
櫻井 志郎君 加賀山之雄君
柏原 ヤス君 稻浦 鹿蔵君
大泉 寛三君 大竹平八郎君
加藤 正人君 中尾 辰義君
鈴木 恭一君 奥 むめお君
小平 芳平君 三木與吉郎君
吉米地英俊君 田中 啓一君
山本 米治君 佐藤 尚武君
市川 房枝君 近藤 鶴代君
村松 久義君 堀 末治君

藤野 繁雄君 村上 義一君
大谷 繁清君 北條 篤八君
千田 正君 太田 正孝君
笹森 順造君 黒川 武雄君
泉山 三六君 杉原 荒太君
野上 進君 山本 杉君
谷村 貞治君 天竺 良吉君
米田 正文君 鳥島徳次郎君
岸田 幸雄君 北畠 教真君
金丸 富夫君 川上 為治君
徳永 正利君 仲原 善一君
鈴木 万平君 手島 榮君
大谷藤之助君 石谷 憲男君
増原 恵吉君 前田佳都男君
勝俣 稔君 小幡 治和君
佐野 廣君 後藤 義隆君
江藤 智君 鍋島 直紹君
上原 正吉君 岡崎 真一君
武藤 常介君 野本 品吉君
小柳 牧衛君 田中 茂穂君
谷口弥三郎君 新谷寅三郎君
斎藤 昇君 紅 麟 みつ君
木内 四郎君 石原幹市郎君
宮澤 喜一君 吉武 恵市君
永野 護君 下條 康磨君
林屋亀次郎君 小林 英三君
寺尾 豊君 野村吉三郎君
大野木秀次郎君 大川 光三君
加藤 武徳君 中野 文門君

堀本 宜実君 山本 利壽君
村上 春蔵君 鹿島 俊雄君
植垣弥一郎君 赤間 文三君
青田源太郎君 安倍 清美君
林田 正治君 松村 秀逸君
松野 孝一君 井川 伊平君
塩見 俊二君 上林 忠次君
堀原 茂嘉君 高橋 衛君
前田 久吉君 河野 謙三君
横山 フク君 平島 敏夫君
館 哲二君 松平 勇雄君
小林 武治君 大谷 賛雄君
井上 清一君 柴田 榮君
高橋進太郎君 小沢久太郎君
古池 信三君 西郷吉之助君
小山邦太郎君 安井 謙君
木暮武太夫君 重宗 雄三君
堀本 謙三君 那 祐一君
草葉 隆圓君 一松 定吉君
青木 一男君 鹿島守之助君
木村篤太郎君 津島 壽一君
野田 俊作君 大森 創造君
野上 元君 豊瀬 禎一君
千葉千代世君 山本伊三郎君
武内 五郎君 小柳 勇君
鶴岡 哲夫君 天坊 裕彦君
横川 正市君 鈴木 強君
坂本 昭君 阿部 竹松君
中村 順造君 西田 信一君

岡村文四郎君 松永 忠二君
占部 秀男君 森 元治郎君
鈴木 壽君 大河原一次君
光村 甚助君 柳木 亨弘君
重政 庸徳君 永岡 光治君
藤田 進君 亀田 得治君
大和 与一君 大倉 精一君
西川甚五郎君 下村 定君
小笠原二三男君 中田 吉雄君
荒木正三郎君 小酒井義男君
高田なほ子君 米田 勲君
湯澤三千男君 井野 碩哉君
植竹 春彦君 加藤シヅエ君
清澤 俊英君 吉田 法晴君
木村禮八郎君 阿具根 登君
松澤 兼人君 岩間 正男君
須藤 五郎君 大矢 正君
森中 守義君 北村 暢君
安田 敏雄君 藤田藤太郎君
相澤 重明君 田上 松衛君
田畑 金光君 伊藤 顕道君
平林 剛君 秋山 長造君
久保 等君 相馬 助治君
戸叶 武君 山口 重彦君
椿 繁夫君 矢嶋 三義君
成瀬 幡治君 天田 勝正君
東 隆君 松浦 清一君
岡 三郎君 田中 一君
重盛 壽治君 藤原 道子君

昭和三十六年十月三十日 参議院会議録第十三号

村尾 重雄君 曾祿 益君
千葉 信君 近藤 信一君
羽生 三七君 内村 清次君
松本治一郎君 山田 節男君
赤松 常子君 棚橋 小虎君
内閣総理大臣 池田 勇人君
外務大臣 小坂善太郎君
大蔵大臣 水田三喜男君
厚生大臣 灘尾 弘吉君
農林大臣 河野 一郎君
通商産業大臣 佐藤 榮作君
自治大臣 安井 謙君
国務大臣 三木 武夫君
政府委員

法制局長官 林 修三君
厚生省公衆 尾村 俣久君
衛生局長 尾村 俣久君
農林政務次官 中野 文門君

林野特産物(林野特産物を含む)
補償の受給
書
右の質問主意書を国会法第七十四条
によつて提出する。

昭和三十六年十月十二日
山本伊三郎
参議院議長松野鶴平殿

林野特産物(林野特産物を含む)
補償の受給資格に関する質
問主意書

林野特産物(林野特産物を含む)
の補償に関する昭和三十六年八月四
日調達規第三十七号「林野特産物損
失補償額算定基準」第一条の「入会
慣行」について、次の質問事項に答
弁されたい。

一、入会とは団体的利用関係であり、
従つて伝統的な生活共同体たる入
会集団の意思にもとづいて団体構
成員が共同で山林原野等を利用す
る慣習を入会慣行と解するが、そ
れでよろしいか。

二、入会利用の内容は入会団体の構
成員たる農山村民が農業経営およ
び生活に欠くことのできない地上
産物を採取するために一定の山林
原野に立入り、当該土地から一定
の収益を現実にあげることである
と解するが、それでよろしいか。
三、各構成員がどのような内容の利
益をどの程度有するかは団体の意
思によつて決定される性質のもの
であり、当該団体の自治に任せら
れるべきものであると解するが、
それでよろしいか。

四、入会慣行の存否は、その入会利
用が古くから現在にいたるまで継
続し、かつ、それが社会的に承認
されている事実によつて決定され
ると解するが、それでよろしい
か。

内閣参賀三九第一号

昭和三十六年十月二十七日

内閣総理大臣 池田 勇人

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員山本伊三郎君提出林
野特産物(林野特産物を含む)補償の
受給資格に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員山本伊三郎君提出林
野特産物(林野特産物を含む)
補償の受給資格に関する質問に
対する答弁書

調達規第三十七号「林野特産物損
失補償額算定基準」は、林野を駐留
軍の用に供することによつて、林野
特産物の生産または採取について権
利または入会慣行を有する者がこ
うむる損失に対する補償額算定の際に
おける基準を定めた内規である。
政府の行なっている入会慣行に対
する補償は、一定地域の住民が一定
の山林原野で事実上収益してきた行

為が、その林野を駐留軍に提供する
ことにより阻害されたことから現実
にこうむる損失をてん補する必要が
あることを認めて実施しているもの
である。したがつて、本調達規に規定
する「入会慣行」の意義も補償との関
連において理解されるべきものであ
る。

一、二、について

前記調達規第三十七号第一条は
「林野を駐留軍の用に供すること
によつて、林野特産物の生産また
は採取について権利または入会慣
行を有する者がこうむる損失の補
償額の算定について定めるものと
する。」と規定しているが、政府が
行なっている補償の前提となる入
会慣行とは権利(米駐留軍の使用
開始時以降にわたつて主張しうべ
き権利をいう。)に基づくことな
く、米駐留軍(占領時代から引き
続いて使用中の場合は、占領中の
ものを含む。)の使用開始時まで従
来から継続的に事実として関係住
民が提供施設区域内の林野におい
て右調達規第二条第二項および第
三項に掲げられているような林野
特産物の採取等を内容とする収益
を行なつてきた事実をいうもので
ある。

なお、その利用は、濃淡の差は
あれ、一般に団定性を有するもの
といえよう。

三、について

入会慣行を有する住民の内部に
おける収益関係は、それが団定性
を有する限りにおいては、御説の
ようなものであるのが通常であろ
う。

四、について

本調達規にいう入会慣行の存否
は、前述のような利用について、
当事者間の合意または当該土地の
所有者その他の管理者による許可
がなされていたかどうかによるも
のである。

昭和三十六年十月三十日 参議院會議録第十三号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

11011

定価 一冊 十五円
(送料別)

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一